



山形県公報

平成18年2月24日(金)

号 外 (4)

目 次

条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 1
- 山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例を廃止する条例…………… (税 政 課) … 3
- 山形県知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) … 同
- 山形県沿岸漁業構造改善協議会条例を廃止する条例…………… (生産流通課) … 同
- 山形県果樹審議会条例を廃止する条例…………… (同) … 4

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (財政課)
 - 1 旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の再発給に係る旅券の作成等の事務につき徴収する手数料を廃止することとした。(第2条第1項第82号関係)
 - 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可及び変更の許可の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第423号の2及び第423号の3関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成18年3月20日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- ◇ 山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例を廃止する条例 (県条例第3号) (税政課)

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除の制度を廃止することとした。
- ◇ 山形県知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例 (県条例第4号) (障害福祉課)

遊佐町の住所の表示の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県沿岸漁業構造改善協議会条例を廃止する条例 (県条例第5号) (生産流通課)

山形県沿岸漁業構造改善協議会を廃止することとした。
- ◇ 山形県果樹審議会条例を廃止する条例 (県条例第6号) (生産流通課)

山形県果樹審議会を廃止することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年2月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第2号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第80号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第81号中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同項第82号を次のように改める。

(82) 削除

第2条第1項中第423号の3を第423号の5とし、第423号の2を第423号の4とし、第423号の次に次の2号を加える。

(423)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく特別警戒区域内における特定開発行為の許可の申請に対する審査 特定開発行為許可申請手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	39,000円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	59,000円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	86,300円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	118,100円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	177,200円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	231,800円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	300,000円
特定開発行為をする特別警戒区域の面積が10ヘクタール以上の場合	395,400円

(423)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づく特別警戒区域内における特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査 特定開発行為変更許可申請手数料 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の10分の1に相当する金額

別表中「、一般旅券再発給手数料」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第80号から第82号まで及び別表の

改正規定並びに次項の規定は、平成18年3月20日から施行する。

- 2 第2条第1項第82号の改正規定の施行の日前にされた旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第55号）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項の規定による一般旅券の再発給の申請に係る一般旅券再発給手数料については、なお従前の例による。

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年2月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第3号

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例を廃止する条例

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例（昭和37年12月県条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年2月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第4号

山形県知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例

（山形県知的障害者援護施設条例の一部改正）

- 第1条 山形県知的障害者援護施設条例（昭和48年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の表位置の欄中 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野南山21番地の14 を

飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地の14 に改める。

（山形県青少年教育施設条例の一部改正）

- 第2条 山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野299番地 を

飽海郡遊佐町菅里字菅野299番地 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県沿岸漁業構造改善協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年2月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第5号

山形県沿岸漁業構造改善協議会条例を廃止する条例

山形県沿岸漁業構造改善協議会条例（昭和38年7月県条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県果樹審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年2月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第6号

山形県果樹審議会条例を廃止する条例

山形県果樹審議会条例（昭和40年3月県条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。